

平成27年8月4日

電気事業者各位
発電設備設置者各位

東京都千代田区神田神保町三丁目5番地
電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣

拡大会議のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関は、事業計画や業務規程の変更等の決議を行う臨時総会を平成27年8月27日（木曜日）午後に開催する予定です。

臨時総会の決議事項は、本機関の会員である電気事業者様のほか、全ての電力系統利用者様にも関連するものとなります。そこで、本機関といたしましては、拡大会議を開催し、臨時総会の決議事項につき、電気事業者様のほか、発電設備設置者様のご意見も頂戴したいと考えております。

つきましては、拡大会議の開催日時等をご確認いただき、ご出席賜れば幸いに存じます。また、拡大会議へのご出席が難しい場合であっても、臨時総会の決議事項等についてご意見があるときは、本機関までご連絡ください。

なお、本機関の会員である電気事業者様には、「臨時総会招集のご通知」も同封しておりますので、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 平成27年8月27日（木曜日）午前10時30分（受付開始午前10時）

2. 場 所 東京都千代田区大手町1-7-2 大手町サンケイプラザ 4Fホール

3. 内 容

議案

第1号議案 拡大会議における議決権に関する取り決め制定の件

第2号議案 電力広域的運営推進機関における平成27年度事業計画一部変更の件

第3号議案 電力広域的運営推進機関における業務規程一部変更の件

第4号議案 電力広域的運営推進機関における理事1名選任の件

第5号議案 電力広域的運営推進機関における臨時総会にて議決した事業計画及び業務規程の修正等に関する委任の件

報告事項

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針一部変更の件

以上

-
1. 拡大会議の内容については、別添の拡大会議参考書類をご確認ください。
 2. 拡大会議にご出席の際は、同封の「出席票」を会場受付へご提出ください。
 3. 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、当日ご出席の皆さんにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

拡大会議参考書類

<議案>

第1号議案

拡大会議における議決権に関する取り決め制定の件

拡大会議における議決権に関する取り決めについて、以下のとおりとしたい。

1. 本拡大会議の議決権配分は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）の定款の定めを準用するものとする。その際、「広域機関の会員でない系統利用者（発電設備設置者）」は定款第23条第2項の「発電事業者グループ」に属するものとし、各事業者への議決権の配分は、拡大会議開会時点の参加者に対し行うものとする。
2. 拡大会議に参加した広域機関の会員たる事業者は、広域機関の臨時総会に出席し、議決権を行使する場合には、拡大会議の審議結果を最大限尊重するものとする。

以上

【広域機関定款（抜粋）】

第23条第2項

会員の議決権は、総会開催の30日前の時点における全ての会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。

- 一 小売電気事業者グループ（特定規模電気事業者である者）
- 二 一般電気事業者グループ（一般電気事業者である者）
- 三 発電事業者グループ（卸電気事業者又は特定電気事業者である者）

第2号議案

電力広域的運営推進機関における平成27年度事業計画一部変更の件

別紙の電力広域的運営推進機関臨時総会第1号議案「平成27年度事業計画一部変更の件」について、原案に賛成することとしたい。

第1号議案 平成27年度事業計画一部変更の件

1. 変更の理由

本機関の業務開始後に明らかとなつた課題を反映し、内容の充実を図るためとなります。

2. 変更の内容

平成27年度事業計画の一部を以下のとおり変更したいと存じます。

<電力広域的運営推進機関 平成27年度事業計画（変更案）>

本機関は、国の「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月22日閣議決定)にて示された第1段階の改革である電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とするため、電気事業法（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、平成26年8月22日に設立認可を受け、平成27年4月1日に登記し、業務を開始する。

本機関は、緊急時における電力の安定供給体制強化、全面自由化においても変わらぬ安定供給の確保、再生可能エネルギーの導入拡大、電力取引の活性化といった電力の広域的な運営に関する社会的要請に応えることを使命とし、その責務を確実に果たすため、次の業務を行うこととする。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

本機関は、4月1日の本機関設立後速やかに送配電等業務指針を定め、経済産業大臣の認可を受け、その後の業務執行に万全を期す。また、今後予定されている電気の小売業への参入の全面自由化、ライセンス制の導入、本広域機関による電源入札等の電力システム改革第2段階の実施に向けて、会員その他電気供給事業者等の意見を踏まえながら、平成28年度に向けて送配電等業務指針の見直しを進めるとともに、必要があれば関連する業務規程変更案の策定を進める。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

（1）供給計画の取りまとめ

平成27年度より全ての電気事業者に対して提出義務が課せられる供給計画は、本機関が提出窓口となる。平成27年度においては、一般電気事業者及び卸電気事業者の供給計画については国が受領したものの交付を受け、また特定電気事業者及び特定規模電気事業者の供給計画については、平成27年4月に事業者より提出を受ける。これらの供給計画について取りまとめ等を行うとともに、必要に応じ意見を付して同年6月末までに経済産業大臣に送付する。また、会員が供給計画を変更する際には、遅滞なく変更した計画を会員より受領し、必要に応じて意見を付して速やかに経済産業大臣に送付する。新たに会員となった電気事業者の供給計画についても同様に、遅滞なく受領のうえ必要に応じて意見を付して速やかに経済産業大臣に送付する。

（2）供給計画の検討に関する業務

本機関は、会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定の

前提となる全国の経済見通しを策定し、平成27年11月末までに会員に通知するとともに公表する。また、全国の需要想定を策定するための基礎となる全国需要想定水準を策定する。さらに、全国及び供給区域ごとの需要想定をとりまとめ、平成28年1月末までに会員に通知するとともに公表する。

また、供給計画の取りまとめの業務の円滑化のためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

3. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第7号）

（1）広域連系系統の長期方針及び整備計画

本機関は、電力の広域運用の観点から、将来の広域連系系統に係る合理的な設備形成に関し積極的な機能を果たすため、広域連系系統の長期方針の策定を進めるとともに、広域系統整備計画を策定する。そのために、専門的な知見を有する有識者等も含む広域系統整備委員会を速やかに設置する。

広域連系系統の長期方針の策定に当たっては、中長期的な需給見通しや、新規電源計画、再生可能エネルギーの導入状況、更には、既設の送変電設備の経年情報等を踏まえつつ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性や将来展望を整理した基本方針の策定を進め、本年度中に取りまとめる。

また、広域系統整備計画については、連系線等の利用状況や電気供給事業者からの提起等により、広域運用の観点からの広域連系系統の整備に関する検討が必要であると認めたとき、又は国からの検討要請があったときは、広域系統整備委員会において、個別具体的な増強の必要性、事業実施主体、費用分担等について検討を行うことでその策定を行う。

なお、平成27年2月に（一社）電力系統利用協議会において調整プロセスが開始された東北東京間の連系線増強案件につき、引き続き本機関に検討提起がなされた場合は、速やかに検討を行う。本機関は、平成27年4月に電気供給事業者からの電源設置の観点での検討提起を受けたことから、本機関としての計画策定プロセスを開始した。同時に、増強ニーズの探索、増強容量の検討の目的から、送配電等業務指針第31条第1項の規定に基づき、同連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集を行うとともに、それ以降の計画策定プロセスについては、広域系統整備委員会において、平成27年9月を目途として基本要件を整理するとともに、標準検討期間である18か月を目安として検討を行う。

また、国の審議会（総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力需給検証小委員会）から、東京中部間の連系設備につき、300万kWまでの増強に関する要請がなされたことから、増強の具体的な実施に向けたプロセスを開始するとともに、広域系統整備委員会において、その実施時期については2020年代後半を目途になるべく早期に増強できるよう、具体的なルート選定などの技術的検証を平成27年9月末までに行い、検証結果を電力需給検証小委員会に報告する。

（2）系統アクセスの受付

本機関は、関係事業者との利害関係がない中立的な立場から、系統連系を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。実施に際しては、送配電等業務指針第107条に従い、様式を定めて公表するほか、記載例の提供などにより申込者の利便性向上に努める。また、送配電等業務指針第

110条に従い、一般電気事業者とともに系統アクセス業務の改善を図る。

また、近隣の電源接続案件の募集プロセスを行い、系統連系希望者の費用負担低減と効率的な設備形成の両立を実現し、発電設備等の系統連系の円滑化を図る。

(3) 調整力のあり方の検討

需給バランス調整および周波数制御に必要な調整力については、長年見直しが行われていない。よって、本機関において、電力システム改革第2段階におけるライセンス制の導入、小売全面自由化による電力取引の活発化、大規模災害など稀頻度事故の対応、再生可能エネルギーの導入増加等の環境変化を見据え、調整力の今後のあり方について検討を行う。また、その検討に併せて、調整力と密接な関係にある連系線マージンのあり方の検討を行う。これらの検討のため、有識者等を含む調整力等に関する委員会を設置する。

(4) 地域間連系線の管理

本機関は、電力の広域運用の推進のため、広域的な電力取引に係る連絡調整、長期的な容量確保及び混雑処理を含む地域間連系線の管理を行う。

平成27年度においては、システム開発が終了していないため、(一社)電力系統利用協議会が所有する給電管理システムを引き継いで運用する。

長期的な容量確保に関しては、業務規程第73条に基づき、平成27年4月以降速やかに契約の認定申し込みを受け付け、認定審査を実施する。

地域間連系線の運用容量及びマージンの設定に際しては、本機関自ら算出及び妥当性の検討を行い、それらを定める。

国の電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにて示された、発電設備設置者による連系線利用等の新規施策については、平成27年度より実施する体制を整える。

さらに、業務規程第82条に基づき、地域間連系線の管理について効率的かつ柔軟な運用を実現するため、また風力及び太陽光等の再生可能エネルギーの増加等を見据えて連系線を活用した広域的な周波数調整を行うためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

(5) 作業停止計画の調整

本機関は、連系線等の停止に係る調整プロセスの透明性の一層の確保の観点から、点検・修繕等の作業を実施するための流通設備及び発電設備の停止に関する計画（以下、「作業停止計画」という。）の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画を取りまとめる。

平成27年度は、平成27年3月までに取りまとめられた連系線の年間作業停止計画を(一社)電力系統利用協議会より引き継ぎ、また各エリア広域連系系統の年間作業停止計画を一般電気事業者より提出頂き、月間より短期の調整業務を実施するとともに、平成28年度の年間作業停止計画の調整及び取りまとめを実施する。

また、作業停止計画の調整業務の円滑化のためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

(6) 需要家スイッチング支援

広域的運営推進機関設立準備組合が実施した「スイッチング支援システム等に関する作業会」の成果を引き継ぎ、電気の小売業への参入の全面自由化後、需要家が電気の供給を

受ける電気事業者を変更する場合等に、小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の開発を進める。合わせて、当該システムを利用する業務に関する遵守すべき事業者間のルールについて、国との調整及び関係する主な会員の意見を取り入れた検討を行うとともに、取りまとめた結果を公表し、平成28年度からの全面自由化の円滑な実現を目指す。

(7) 情報通信技術の活用支援

本機関は、送電系統を利用する会員等（系統利用者）の業務効率化及び電気事業の全国大での効率化に資するため、系統利用者が相互にデータを交換するための標準規格を策定する。平成27年度においては、広域的運営推進機関設立準備組合が実施した系統利用者との協議、有識者からの意見聴取および一般への意見募集（R F C : Request For Comments）の結果をもとに、小売電気事業者と一般送配電事業者相互間の標準規格、及び本機関に提出される各種計画の標準規格を正式に策定・公表する。

なお、標準規格の策定や各種システムの開発に際しては、外部の脅威や情報漏えいに対するサイバーセキュリティ対策を十分に反映、実施する。またシステム運用においても、必要に応じて内部ソフトの更新や、会員及び役職員に対する対応方法の周知を徹底し、対策に万全を期する。

(8) 系統情報の公表

本機関は、国が定める「系統情報の公表の考え方」に則り、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をインターネットウェブサイトで一般公表する。

なお、翌年度以降の運用容量及びマージンについては、算出結果等の妥当性を確認する検討会の検討経緯および結果を公表し、透明性を確保する。

また、広域連系系統の情報その他の情報公表内容を一層充実させるためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

(9) 系統解析ツールの整備・運用

本機関は、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、及び地域間連系線管理の業務を実施するために、本機関自らが具備する系統の安定性等を評価できるシミュレーション解析ツールについて、一般電気事業者の送電部門より解析に必要な系統データの提供を受け、各業務の妥当性について、評価分析、検証できる体制を早急に構築し、運用を行う。

(10) システム開発の円滑な実施

本機関は、電気の需給の状況の監視、供給計画のとりまとめ、系統情報の公表、作業停止計画の調整、地域間連系線の管理などを効率的かつ円滑に実施するためほか、将来の再生可能エネルギー増加を見据えて、連系線を活用した広域周波数調整を実現するため、「広域機関システム」の開発を実施する。また、需要家スイッチングを支援するための「スイッチング支援システム」の開発を実施する。

広域機関システム、スイッチング支援システムとも、平成26年度に広域的運営推進機関設立準備組合においてベンダー選定を実施し、システム開発を進めてきたところである。平成27年度は、システムの開発を引き続き実施するほか、会員等との接続試験、広域機

関システムにおいては現行の給電管理システムからのデータ移行を確実に実施するほか、会員その他系統利用者に対して、計画値同時同量制度実施にともなうシステム対応のフォローを実施し、平成28年4月の業務開始が滞りなく行われるようにする。

4. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

本機関は、本機関業務の円滑な実施のため、会員が営む電気事業に係る次のような電気の需給の状況を監視する。

- ア 会員ごとの需要及び供給力（調整力及び予備力を含む。以下同じ。）
- イ 供給区域ごとの需要及び供給力
- ウ 日本全国の需要及び供給力
- エ 地域間連系線の潮流等
- オ 会員による卸電力取引の量に関する情報

具体的には、一般電気事業者を通じて収集する需給計画（特定規模電気事業者を含む）をもとに、リアルタイムで把握する供給区域ごとの需要や連系線の潮流と、一般電気事業者との緊密な連携で把握する時々刻々と変化する供給力を突き合わせることにより、需給状況を監視する。

また、監視業務の向上を図るため、会員の需給に関する計画等及び一般電気事業者たる会員の中央給電指令所が常時監視している情報を収集するためのシステムの開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

5. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

本機関は、災害や電源トラブル等においてもける安定供給を確保するため、会員の電気の需給の状況が悪化、又は悪化するおそれがある場合は、会員に対して、電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

平成27年度は、政府の「電力需給に関する検討会合」から要請を受けたことを踏まえ、今夏の安定供給の確保に万全を期す。また、広域機関の指示という新たな安定供給スキームの周知・徹底を図るため、夏季のみならず大規模災害時も想定した需給悪化時等の対応訓練を、一般電気事業者と新電力の協力のもと、年2回実施する。

さらに、国の電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにて示された、連系線を介した下げ代不足解消業務については、平成27年度より実施する体制を整える。

6. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第6号）

（1）苦情又は相談の対応

本機関は、電気供給事業者から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情の申出又は相談を受けたときは、業務を効率的かつ円滑に実施し、電気の安定供給を確保するため、その内容に応じて、回答その他の初動措置必要な対応を速やかに行う。

さらに、初動措置では解決できず、更なる対応が必要な案件については、和解の仲介（あっせん・調停）、あるいは電気供給事業者に対する指導又は勧告等、必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、本機関は、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、調査、検討を行うと共に、本機関のウェブサイトで公表し、広く周知する。これにより、業務改善を促進し、業務が一層効率的かつ円滑に遂行されることを目指す。

(2) 紛争の解決

本機関は、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく紛争解決機関の認証取得を目指すとともに、会員等からの申出があった場合には、本機関の役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

7. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第5号）

本機関は、送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるとときは、業務規程第100条の規定に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

8. 附帯業務（法第28条の40第8号）

(1) 報告書の作成及び公表

本機関は、業務規程第101条において、電力需給（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況、リスク要因等）、系統利用及び系統アクセスに関する前年度までの実績、並びに供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や系統整備に関する見通し（発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む）や課題等について、年1回、報告書を取りまとめ公表することとしている。

平成27年度は、平成26年度の電力需給、系統利用の実績を取りまとめるとともに、平成27年度の取りまとめ、公表に向けた調査、検討を行う。

(2) 調査及び研究

本機関は、業務の改善に資するため、内外の電気事業に関する技術動向、国の諸制度、広域的運営に関する社会経済情勢、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。

平成27年度は、調整力等に関する委員会の検討に必要な海外の調整力動向調査及び広域系統整備委員会における広域系統長期方針の策定に資する海外の長期設備計画動向調査を実施するほか、電力システム改革第2段階以降に向けたルールの策定に資する事項、海外で先行する再生可能エネルギーの増加に伴う施策の動向などについて調査を行い、本年度中に結果を取りまとめる。

(3) 広報

本機関は、業務の透明性を高めるため、また会員その他電気供給事業者業務の利便性向上に資するため、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する広報の充実強化に努める。

具体的には、ウェブサイトを通じて、需給状況悪化時の会員への指示など本機関が実施した業務について速やかに公表するほか、本機関において開催する理事会、評議員会、委員会等の議案及び議事概要を原則として公表する。また、送配電等業務指針や業務規程の変更にあたっては、検討状況を適宜公表して意見募集を広く行うほか、平成28年度に向けたシステム連携等の情報を充実させ、会員その他との情報の連携を緊密に実施していく。

(4) 災害等への対応

本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「災害等」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調復旧等に取り組むことができるよう、災害対策基本法に基づき、指定公共機関として、防災業務計画を策定し、これに基づき、緊急連絡体制の構築、災害等発生時の態勢等の構築、国や関係機関に対する必要な情報提供等を行うほか、災害等発生時における連絡調整業務を確実に実施するため、年1回以上、会員及び関係機関の協力を得て対応訓練を実施する。

また、本機関の拠点が被災した場合に備え、内閣府「事業継続ガイドライン」に従い、事業継続計画（BCP）を策定する。

さらに、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、指定公共機関として、新型インフルエンザ等対策業務計画及び国民の保護に関する業務計画を策定し、必要な対策を行う。

9. その他業務（法第28条の40第9号）

本機関は、上記1.から8.に定めるほか、本機関業務の円滑な実施のため、以下の業務を実施する。

(1) 会費徴収の円滑な実施

本機関の業務開始後、会費の徴収が完了するまでの運転資金について、短期借り入れを実施する。

また、会員にとっては初めての会費徴収となることから、会費納入義務の周知徹底を図るとともに、複数の口座を用意する等、会員への便宜を図り、徴収が滞りなく行われるように配慮する。

(2) ライセンス制導入に向けた移行業務

電力システム改革第2段階移行にともない、平成28年度からは取得ライセンスに応じた会員資格となる予定である。よって、本機関は、今年度の早い段階からライセンスごと毎の議決権の取扱いなど必要な定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更について検討する。

その上で、現会員および平成28年度から会員資格を得る発電設備設置者に対し、広く周知活動を実施し、漏れのないよう会員登録を促す。

(3) 本拠点の移転及びバックアップ運用拠点整備

本機関の平成27年度業務開始当初の拠点は仮拠点であり、現在、平成28年度からの電力システム改革第2段階の業務増加に向けて本拠点の開設準備を進めている。平成28年当初に、業務継続に支障がないように十分な段取りを整えて東京豊洲への本拠点移転を実施する。

また、大阪のバックアップ運用拠点構築を進める。

(4) 職員の増員及び能力開発

平成28年度からの電力システム改革第2段階に向けて、連系線管理業務の増加や広域運用センターの当直業務の準備のため、~~出向受入又はプロパー等の採用により~~職員を順次

増員する。要員確保については、出向受入のほか、今年度中にプロパー採用を実施し、プロパー複数名を確保する。また、専門性の高いシニア人材や外部アドバイザーも積極的に受け入れていく。平成27年度末には、期首と比較して20人程度の増員となる見込みであるが、更に増員が必要な場合は本計画の修正を検討する。

職員の能力開発については、OJTを基本としつつ、採用時研修、定期講座、外部研修や派遣研修、自己啓発支援を組み合わせて実施していく。

第3号議案

電力広域的運営推進機関における業務規程一部変更の件

別紙の電力広域的運営推進機関臨時総会第2号議案「業務規程一部変更の件」について、原案に賛成することとしたい。

第2号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の理由

発電設備等の系統アクセスにおける回答予定日を延長した場合の取扱いを明確化するためとなります。

2. 変更の内容

業務規程の一部を次の新旧対照表のとおり変更したいと存じます。

電力広域的運営推進機関 業務規程変更案 新旧対照表

現 行	変 更 案
第6章 系統アクセス (事前相談及び接続検討の申込みの受付) 第40条 本機関は、特定発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。 2～3 (略) 4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、特定発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。	第6章 系統アクセス (事前相談及び接続検討の申込みの受付) 第40条 本機関は、特定発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。 2～3 (略) 4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、特定発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

第4号議案

電力広域的運営推進機関における理事1名選任の件

別紙の電力広域的運営推進機関臨時総会第3号議案「理事1名選任の件」について、原案に賛成することとしたい。

第3号議案 理事1名選任の件

理事1名を選任したいと存じます。理事候補者は次のとおりです。

理事候補者

氏名	現職
佐藤 悅緒 (さとう えつお)	電力広域的運営推進機関 事務局長・参与

【参考事項】理事候補者1名の略歴等

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
佐藤 悅緒 (51歳)	<p>【最終出身校】 昭和62年3月 東京大学経済学部経済学科卒業</p> <p>【略歴】</p> <p>昭和62年 4月 通商産業省入省（機械情報産業局総務課） 平成元年 6月 通商産業省産業政策局産業構造課 平成3年 7月 米国留学（プリンストン大学） 平成5年 6月 中小企業庁小規模企業部小売商業課 平成7年 6月 山口県商工労働部工業振興課長 平成9年 7月 通商産業省通商政策局経済協力部地域協力課 平成11年 6月 通商産業省産業政策局企業行動課 平成14年 7月 経済産業省大臣官房企画官（サービス政策担当） 平成16年 6月 経済産業省通商政策局通商機構部統括通商調査官 平成17年 9月 経済産業省大臣官房企画官（企業制度担当） 平成18年 6月 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課長 平成21年 7月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 平成24年 7月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 平成25年 6月 経済産業省大臣官房参事官（商務流通保安グループ担当） 平成26年 7月 中小企業庁事業環境部長 平成27年 8月 電力広域的運営推進機関 事務局長・参与 (現在) </p>

第5号議案

電力広域的運営推進機関における臨時総会にて議決した事業計画及び業務規程の修正等に関する委任の件

別紙の電力広域的運営推進機関臨時総会第4号議案「本臨時総会にて議決した事業計画及び業務規程の修正等に関する委任の件」について、原案に賛成することとしたい。

第4号議案 本臨時総会にて議決した事業計画及び業務規程の修正等に関する委任の件

本臨時総会にて議決した事業計画及び業務規程については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたく存じます。

<報告事項>

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針一部変更の件

発電設備等の系統アクセスにおける回答予定日が延長した場合の取扱いを明確化するため、送配電等業務指針の一部を次の新旧対照表のとおり変更し、経済産業大臣に対し、変更認可申請を行う予定です。

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針変更案 新旧対照表

現 行	変 更 案
第6章 系統アクセス 第2節 発電設備等系統アクセス業務	第6章 系統アクセス 第2節 発電設備等系統アクセス業務
(事前相談の申込みの受付)	(事前相談の申込みの受付)
第64条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。	第64条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 (略) 3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
(接続検討の申込みの受付)	(接続検討の申込みの受付)
第70条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第72条に定める検討料が入金されていること(但し、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行	第70条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第72条に定める検討料が入金されていること(但し、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行

受付を行う。

2～3 (略)

4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

う。

2～3 (略)

4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(発電設備等契約申込みの受付)

第80条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みに關する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、発電設備等契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で発電設備等契約申込みの受付を行う。

2～3 (略)

4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(同時申込み)

第91条 第81条第1項第1号にかかるわらず、発電設備等系統連系希望者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号、以下「FIT法」という。)に定める特定供給者に該当する場合に

(同時申込み)

第91条 第81条第1項第1号にかかるわらず、発電設備等系統連系希望者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号、以下「FIT法」という。)に定める特定供給者に該当する場合に

<p>において、高压又は特別高压の送電系統とFIT法に定める認定発電設備との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等契約申込みを行うことができる（以下「同時申込み」という。）。但し、接続検討の申込みと発電設備等契約申込みの申込内容は統一しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に對し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>において、高压又は特別高压の送電系統とFIT法に定める認定発電設備との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等契約申込みを行うことができる（以下「同時申込み」という。）。但し、接続検討の申込みと発電設備等契約申込みの申込内容は統一しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>発電設備等系統連系希望者に對し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行</u></p>	<p>第3節 需要設備系統アクセス業務</p> <p>（事前検討の申込み及び受付）</p> <p>第100条 高压又は特別高压の送電系統への連系等を希望する需要設備系統連系希望者は、需要設備契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。</p> <p>2 一般電気事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に對し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。</p>
---	---	---

う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(需要設備契約申込み及び受付)

第102条 送電系統への連系等（需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更又は廃止を伴う場合を含む。）を希望する需要設備系統連系希望者は、契約申込み（以下「需要設備契約申込み」という。）を行わなければならない。

2 (略)

3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

(需要設備契約申込み及び受付)

第102条 送電系統への連系等（需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更又は廃止を伴う場合を含む。）を希望する需要設備系統連系希望者は、契約申込み（以下「需要設備契約申込み」という。）を行わなければならない。

2 (略)

3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通じし、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

拡大会議会場ご案内図



会 場 大手町サンケイプラザ 4 F ホール（東京都千代田区大手町1－7－2）

交 通 東京メトロ丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線、都営地下鉄三田線「大手町駅」A4・E1出口直結

J R 「東京駅」 丸の内北口より徒歩約7分

駐車場の用意はいたしておりませんので、予めご了承ください